

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号	調達品目表のとおり		仕様書番号	
品名 又は 件名	通信電子機器補用部品 (国産) -----		3補LPS-E00023-23	
			大承 臣認	令和 年 月 日
			作成	昭和53年 3月27日
			改正	令和 6年 1月30日
				令和 7年 9月 8日
作成等 隊等 部名	第 3 補 給 処			

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊第3補給処で調達する通信電子機器の補用部品（国産）について規定する。

1.2 調達品目及び数量

調達品目及び数量は、調達品目表による。

1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、C&LPS-Y00007によるほか、次による。

1.3.1

公共規格部品

MIL規格部品，NDS部品，DSP部品及びその他公共の規格部品

1.3.2

一般規格部品

装備品等製造業者又は部品製造業者の仕様若しくは規格により製造される部品及び公共規格部品に特別な条件若しくは加工を施した部品

1.3.3

許認可部品

経済産業大臣に航空機製造事業法の第2条の2の事業の許可及び第11条の製造の方法について認可を受けた事業者が製造した部品

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下，“分支担当官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

品 名	通信電子機器補用部品（国産）
-----	----------------

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

- JIS Q 9100 品質マネジメントシステムー航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項
- SJAC 9110 品質マネジメントシステムー航空分野の整備組織に対する要求事項

b) 仕様書

- DSP Z 9008 品質管理等共通仕様書
- C&LPS-E00037 通信電子関係物品包装共通仕様書
- C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

c) 法令等

- 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）
- 装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号）
- 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号令和4年3月31日〕
- 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号31.1.9）
- IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

2 製品に関する要求

2.1 機能・性能

機能及び性能は、次による。

- a) 適用規格等により製造され、通信電子機器補用部品（以下，“製品”という。）として十分な機能及び性能を有し、その品質が保証されていなければならない。
- なお、外国政府の許可を受けた製造会社との技術提携によって導入した技術資料又は国外製造会社との技術提携によって導入した技術資料により製造される品目は、調達品目表による。
- b) 製品は、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）により、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク〔未発見の意図せざる脆弱性を除く。（以下，“障害等リスク”という。）〕が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下，“ソースコード等”という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。ただし、該当しない品目は、調達品目表による。

品 名	通信電子機器補用部品（国産）
-----	----------------

2.2 公共規格部品

公共規格部品は、次による。

- a) 装備品等の製造設備等の認定に関する訓令による指定品目は、認定検査に合格した製造業者により製造されるものでなければならない。
- b) 規格担当官公庁において承認を受けるか又は納入実績を有する製造業者により製造されるものでなければならない。

2.3 一般規格部品

一般規格部品は、装備品等製造業者又は部品製造業者の製造図面等の技術資料に基づき製造されるものでなければならない。

なお、技術資料については、調達品目表による。

2.4 許認可部品

許認可部品は、経済産業大臣に航空機製造事業法の第2条の2の事業の許可を受けた製造業者により第11条の製造の認可を受けた方法での製造を要する品目は調達品目表による。

2.5 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-Y00007の2.4による。ただし、契約不適合の修補等請求期限の表示は、調達品目表に“#”を付したものについて表示する。

2.6 品質管理等

品質管理等は、次による。

- a) 品質管理 品質管理は、DSP Z 9008によるものとし、要求事項は次による。
 - 1) 調達品目表で“a”と指定した場合の要求事項は、DSP Z 9008の表1のaによる。ただし、JIS Q 9100又はSJAC 9110の8.3製品及びサービスの設計・開発は適用しない。
 - 2) 調達品目表で“b”と指定した場合の要求事項は、DSP Z 9008の表1のbによる。ただし、JIS Q 9100の8.3製品及びサービスの設計・開発は適用しない。
 - 3) 調達品目表で“c”と指定した場合の要求事項は、DSP Z 9008の表1のcによる。
- b) IT利用装備品等の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応 IT利用装備品等の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応は、次による。ただし、該当しない品目は、調達品目表による。
 - 1) 製品は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。

品 名	通信電子機器補用部品（国産）
-----	----------------

- 2) 契約の相手方は、官給品等について前項の品質管理と同等の管理を行うものとし、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わない。

3 品質保証

3.1 初回試験

初回試験は、C&LPS-Y00007の3.1による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、分支担官の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、C&LPS-E00037による。ただし、包装レベルについては、調達品目表に示された個装レベル及び外装レベルとする。

4.2 包装の表示

包装の表示は、C&LPS-E00037による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

5.1.1 類別原資料

調達品目表に“@”を付した品目については、C&LPS-Y00007の4.1.1に基づき、類別原資料を提出する。

5.1.2 取扱説明書

調達品目表で指示された場合は、C&LPS-Y00007の4.1.2に基づき取扱説明書を作成し、提出する。ただし、提出先及び細部調整先は、調達品目表による。

5.2 官給品等

製造に必要な官給品等がある場合は、調達品目表に示すものとし、C&LPS-Y00007の4.2による。

5.3 技術変更提案（ECP）

技術変更提案（ECP）は、C&LPS-Y00007の4.7による。

5.4 法令の遵守

契約の相手方は、法令等を遵守しなければならない。

5.5 秘密保全

秘密保全は、C&LPS-Y00007の4.5による。

なお、該当する品目については調達品目表による。

品名	通信電子機器補用部品（国産）
----	----------------

5.6 情報の保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いについて、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**の別添に定める調達における情報セキュリティ基準に基づき、適切に管理する。

なお、該当する品目については調達品目表による。

5.7 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置

契約の相手方は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**に基づき、サプライチェーン・リスク対応を行う。

なお、適用については調達品目表に示す。

5.8 補足事項

要求事項を補足する必要がある場合は、調達品目表による。